

第 3 参 考 资 料

平成22年島根県母子世帯・寡婦世帯・父子世帯実態調査実施要綱

1 調査の目的

この調査は、島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査主体、調査実施機関

調査主体 島根県（健康福祉部青少年家庭課）
調査実施機関 市町村

3 調査基準日

平成22年11月1日現在

4 調査対象

調査基準日現在において、島根県内に居住する母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯

5 調査項目

「平成22年母子世帯実態調査票」
「平成22年寡婦世帯実態調査票」
「平成22年父子世帯実態調査票」の項目

6 調査の方法

(1) 基礎調査

ア. 市町村は、平成22年11月1日現在で当該市町村に居住する母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯について、住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料から実数を把握し、「母子世帯寡婦世帯父子世帯基礎調査票」（別紙1。以下「基礎調査票」という。）及び「調査対象世帯一覧表」（別紙2）を作成する。

イ. 市町村は、県からの（2）のウの実態調査結果の報告に基づき、基礎調査票の手入れを行うとともに、実態調査票の郵送数を記入し、12月22日（水）までに当該基礎調査票を健康福祉部青少年家庭課へ提出する。

(2) 実態調査

ア. 市町村は、世帯毎の調査対象世帯一覧表から、無作為に、母子世帯1/3、寡婦世帯1/4、父子世帯2/3を抽出し、調査対象世帯を決定する。

イ. 市町村は、11月29日（月）から12月3日（金）までに、アで決定した調査対象世帯に対して実態調査票を郵送する。なお、必要に応じて調査対象世帯一覧表の手入れを行う。

ウ. 郵送調査の回収は、郵送により12月20日（月）までに県が回収し、調査対象世帯が対象世帯に該当でなかった場合等は、その旨を市町村に報告する。

7 調査の集計及び公表

県は、市町村から提出された基礎調査票及び対象世帯から回収した各実態調査票を集計、分析し、報告書を作成して公表する。

8 秘密の保持

- (1) この調査にあたる関係者は、調査から知り得た内容について、他に漏らしてはならない。
- (2) 調査対象世帯の秘密保持のため、各市町村及び県は、各調査対象世帯一覧表及び各実態調査票の取扱いは慎重に行い、調査完了後はこれを適切に廃棄しなければならない。

9 県は、この調査に要する経費として、調査委託費を契約に基づき市町村長に支払う。

10 この要綱に定めるほか、調査の実施に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

実施要綱附属資料（対象世帯の定義）

1 母子世帯

配偶者のない女子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯をいう。

なお、当該世帯に配偶者のない女子及びその児童以外のものがある場合（児童の祖父母と同居している例など）も、母子世帯として扱う。

2 寡婦世帯

次の（1）又は（2）のものからなる世帯をいう。

（1）平成22年11月1日現在満65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがあるもので、現在児童を扶養していないもの

（2）平成22年11月1日現在満40歳以上満65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがないもので、現在児童を扶養していないもの

なお、当該世帯に配偶者のない女子以外のものがある場合（配偶者のない女子の父母と同居している例など）も、寡婦世帯として扱う。

3 父子世帯

配偶者のない男子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯をいう。

なお、当該世帯に配偶者のない男子及びその児童以外のものがある場合（児童の祖父母と同居している例など）も、父子世帯として扱う。

【用語の定義】

○「配偶者のない女子」

次に掲げる女子をいう。

ア．配偶者と死別した女子であって、現在婚姻をしていないもの

イ．離婚した女子であって現在婚姻をしていないもの

ウ．配偶者の生死が1年以上明らかでない女子

エ．配偶者から1年以上遺棄されていて、現在婚姻をしていない女子

オ．配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

カ．配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない女子

キ．婚姻によらないで母となった女子であって、現在婚姻をしていないもの

※「婚姻」、「配偶者」には、法的な手続きをふんでいない内縁関係及び内縁関係の夫を含む。

○「児童」

平成22年11月1日現在、満20歳未満のものをいう。

○「扶養」

生計の全部を負担する場合に限らず、その一部を負担する場合も含まれる。

- 「世帯」
平成22年11月1日現在同じ住居におり、かつ生計を共にしている世帯員の集まり
- 「世帯員」
平成22年11月1日現在、この世帯に属しているものと、本来この世帯に属しているもので、同日現在一時的に不在のものをいう。
「一時的に不在のもの」とは、旅行中のもの、就学中のもの、入院中のもの及び児童福祉施設に入所しているものをいう。
- 「配偶者のない男子」
次に掲げる男子をいう。
 - ア. 配偶者と死別した男子であって、現在婚姻をしていないもの
 - イ. 離婚した男子であって現在婚姻をしていないもの
 - ウ. 配偶者の生死が1年以上明らかでない男子
 - エ. 配偶者から1年以上遺棄されていて、現在婚姻をしていない男子
 - オ. 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
 - カ. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない男子
 - キ. 婚姻によらないで父となった男子であって、現在婚姻をしていないもの※「婚姻」、「配偶者」には、法的な手続きをふんでいない内縁関係及び内縁関係の妻を含む。
- 「精神又は身体の障害」
国民年金の障害年金、障害福祉年金の1級、又は厚生年金の障害年金の1級及び2級、又は身体障害者手帳の1級及び2級、又は療育手帳のAに該当する場合をいう。

市町村番号 1

調査世帯に該当しない



平成 22 年母子世帯実態調査調査票

平成 22 年 11 月
島 根 県

この調査は、総務大臣に届出をして実施するもので、
統計以外の目的に使用することはありません。

お 願 い

この調査は、島根県内の母子世帯の皆様の生活状況やニーズをおたずねし、よりよい福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的に5年に1度実施しています。

お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でお願いしており、調査結果の内容については統計目的以外には使用せず、また、他に漏らすようなことは決していたしませんので、ありのままをご記入くださいますようお願いいたします。

調査票の記入方法

- 1 この調査票は、ご本人がご記入ください。
- 2 ご記入は、鉛筆か黒または青のボールペンでお願いします。
- 3 調査項目は、平成 22 年 11 月 1 日現在でご記入ください。
- 4 質問に対する回答は、質問ごとに右下の回答欄に選択した番号を記入してください。なお、あてはまる番号を○で囲んでいただく場合や（ ）に直接回答を記入していただく場合もあります。
- 5 設問や回答選択肢によっては、ある条件の方だけに答えていただくものがありますので、その説明や矢印に従い、最後までご記入ください。
- 6 対象世帯でない場合でも調査票表紙右上の「調査世帯に該当しない」欄に○を付けてご返送ください。

回収方法

この調査票の記入が終わりましたら、三つ折りにして返信用封筒に入れて **12月17日(金)までにポストに投函してください。**

問い合わせ先

ご記入にあたって、わからない点や、ご不審な点がございましたら、島根県健康福祉部 青少年家庭課母子福祉グループまでお問い合わせください。

〒 690-8501 松江市殿町 1 番地

島根県健康福祉部 青少年家庭課母子福祉グループ

電話番号 0852-22-6688

FAX番号 0852-22-6045

問1 世帯の状況についてお聞きします。

(1) あなたの年齢はおいくつですか。平成22年11月1日現在でご記入ください。

6 満 歳

(2) 家族はあなたを含めて何人ですか。(入院中、大学進学等のためいない方も含めてください。)

9 人

(3) (2)の家族のうちお子さんは何人ですか。(入院中、大学進学等のためいない方も含め、年齢別の人数を記入してください。)

- | | | | | | | |
|---------------|----|----------------------|---|---------------|----------------------|---|
| 1. 小学校就学前 | 12 | <input type="text"/> | 人 | 6. 専修学校、各種学校生 | <input type="text"/> | 人 |
| 2. 小学生(1～3年生) | | <input type="text"/> | 人 | 7. 短大、高専生 | <input type="text"/> | 人 |
| 3. 小学生(4～6年生) | | <input type="text"/> | 人 | 8. 大学生 | <input type="text"/> | 人 |
| 4. 中学生 | | <input type="text"/> | 人 | 9. 勤労者 | <input type="text"/> | 人 |
| 5. 高校生 | | <input type="text"/> | 人 | 10. その他 | <input type="text"/> | 人 |

(4) (2)の家族のうちお子さん以外のご家族は何人ですか。以下の区分に応じてそれぞれの人数を記入してください。

- | | | | | | | |
|---------|----|----------------------|---|----------|----------------------|---|
| 1. 父母 | 32 | <input type="text"/> | 人 | 3. おい・めい | <input type="text"/> | 人 |
| 2. 兄弟姉妹 | | <input type="text"/> | 人 | 4. その他 | <input type="text"/> | 人 |

問2 母子世帯になられた当時のことについてお聞きします。

(1) 母子世帯となられたときは何歳でしたか。

40 満 歳

(2) 母子世帯となられた原因は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | | | |
|--------------|-----------|----|----------------------|
| 1. 夫の病死 | 4. 離婚 | 43 | <input type="text"/> |
| 2. 夫の事故死 | 5. 未婚(の母) | | |
| 3. 夫の家出・行方不明 | 6. その他 | | |

(3) 母子世帯となられた当時、生活上困ったことは何でしたか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | | | |
|------------------|-----------------|----|----------------------|
| 1. 経済面 | 6. 精神的な寂しさ | | |
| 2. 仕事 | 7. 相談相手 | | |
| 3. 子どもの世話(育児)・教育 | 8. 自分や家族の健康(病気) | | |
| 4. 家事(炊事・洗濯) | 9. その他 | 45 | <input type="text"/> |
| 5. 住宅 | 10. 特になし | | <input type="text"/> |

問3 家計の状況についてお聞きします。

(1) あなたの世帯の主な収入について、あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. あなたの仕事による収入 | 5. 年金、手当 |
| 2. あなた以外の世帯員の仕事による収入 | 6. 生活保護費 |
| 3. 財産収入(不動産売買、貸しアパート等) | 7. その他 |
| 4. 養育費・仕送り | |

51

(2) あなたの世帯の平成21年の年間総収入及びあなたご自身の年間就労収入について、それぞれあてはまるものを次の中から1つ選択し、番号で記入してください。

(※年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入等）を含めてください。)

	番 号
53 世帯の年間総収入	
56 あなたの年間就労収入	

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満 |
| 2. 50万円以上 100万円未満 | 9. 400万円以上 450万円未満 |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 4. 150万円以上 200万円未満 | 11. 500万円以上 550万円未満 |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 12. 550万円以上 600万円未満 |
| 6. 250万円以上 300万円未満 | 13. 600万円以上 |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | |

(3) あなたの世帯の暮らし向きについてどう感じていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. 普通 | |

59 回答欄

問4 あなたの仕事のことについてお聞きします。

次の(1)～(5)は現在働いている方のみお答えください。

(1) あなたの仕事について、次のどれにあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

61 回答欄

1. 自営業主
(農業・商業・製造業・サービス業等の経営者及び家族従事者、卸売・小売・料理・飲食店等の店主)
2. 常用雇用者
(会社、個人事業主、官公庁などに雇用期間について別段の定めがない、あるいは、1年以上の期間を定めて雇われている雇用者)
3. 臨時雇用者、日雇雇用者、パートタイマー
(日々又は1年未満の期間を定めて雇われている雇用者)
4. 派遣社員 (派遣元の事業者から派遣されている者)
5. 内職

(2) あなたの現在の職種は次のうちのどれが最もあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

63 回答欄

1. 専門的・技術的職業従事者 (医師、看護師、教員、保育士、栄養士、研究者、技術者など)
2. 管理的職業従事者
(事業の経営、管理の業務にある人、会社・官公庁の課長以上、店長、駅長、工場長など)
3. 事務従事者
(一般事務員、受付・案内事務員、会計事務員、窓口事務員、集金人、キーパンチャーなど)
4. 販売従事者 (小売店主、販売外交員、保険代理人、外交員、店員、飲食店主、販売店主など)
5. サービス職業従事者 (理・美容師、調理員、接客員、クリーニング技術者、清掃員、管理人など)
6. 保安職業従事者 (自衛官、警察官、消防員、警備員、守衛など)
7. 農林漁業作業員 (農耕・牧畜作業員、植木職、漁師、漁船の船長など)
8. 運輸・通信従事者 (運転手、車掌、交換手、郵便配達員、通信士、漁船以外の船長、船員など)
9. 技能工・生産工程作業員及び労務作業員
(製品製造者、組立・修理作業員、土木工事作業員、機械工、整備工、電気作業員など)
10. その他 ()

(3) 現在の仕事を始められたのはいつからですか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 母子世帯になる前から
2. 母子世帯になった後、以前の仕事をやめて現在の仕事に転職した
3. 母子世帯になってから新たに就職した

87 回答欄

(4) あなたの帰宅時間 (自宅で営業している場合には終業する時間) は、普段何時頃ですか。最もあてはまる番号を1つお選びください。

89 回答欄

1. 午後6時以前
2. 午後6時～8時までの間
3. 午後8時～10時までの間
4. 午後10時以降
5. 交代制勤務などで一定しない

(5) あなたは現在、転職する希望がありますか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 現在の仕事を続けたい
2. 仕事を变えたい
3. 仕事をやめたい

91 回答欄



「2. 仕事を变えたい」とお答えになった方についておたずねします。

◎ 仕事を变えたい理由は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

93 回答欄

1. 収入が少ない
2. 勤め先が自宅から遠い
3. 健康がすぐれない
4. 仕事の内容がよくない
5. 職場環境になじめない
6. 労働時間が合わない
7. 社会保険がない又は不十分
8. 休みが少ない (とれない)
9. 身分が安定していない
10. 経験や能力が発揮できない
11. その他

次の(6)は、現在働いていない方のみお答えください。

(6) あなたが働いておられない主な理由は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 病弱（病気）で働けない | 5. 働きたいが適当な仕事がない |
| 2. 育児・家事の都合 | 6. 働く必要がない |
| 3. 高齢者・病気の方等の介護のため | 7. その他 |
| 4. 職業訓練を受けたり、技術修得中 | |

96 回答欄

--

次の(7)～(8)は、すべての方がお答えください。

(7) 現在お持ちの資格や技術がありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 98
- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 保育士 | 8. 医療事務 |
| 2. 調理師、栄養士 | 9. 和・洋裁、編み物、着付け |
| 3. 美容師、理容師 | 10. 外国語 |
| 4. 看護師、歯科衛生士 | 11. ワープロ、パソコン |
| 5. 作業療法士、理学療法士 | 12. 自動車運転免許 |
| 6. ホームヘルパー、介護福祉士 | 13. その他（ ） |
| 7. 簿記、経理事務 | |

(8) これから取得したい資格や技術がありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- 145
- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 保育士 | 8. 医療事務 |
| 2. 調理師、栄養士 | 9. 和・洋裁、編み物、着付け |
| 3. 美容師、理容師 | 10. 外国語 |
| 4. 看護師、歯科衛生士 | 11. ワープロ、パソコン |
| 5. 作業療法士、理学療法士 | 12. 自動車運転免許 |
| 6. ホームヘルパー、介護福祉士 | 13. その他（ ） |
| 7. 簿記、経理事務 | |

回答欄

問5 あなたの養育費についてお聞きします。

この問5（次の(1)～(2)）は夫と離別した方（問2の(2)で「4. 離婚」とお答えになった方）のみお答えください。

(1) あなたの離別した夫からの子どもの養育費の取り決め状況について、あてはまる番号を1つお選びください。

- | |
|----------------------------|
| 1. 文書などで取り決めをしている |
| 2. 文書などは交わしていないが、取り決めをしている |
| 3. 取り決めをしていない |

172 回答欄

--

「3. 取り決めをしていない」とお答えになった方についておたずねします。

◎ あなたが養育費の取り決めをしていない理由は何ですか。最も近い番号を1つお選びください。

- 174
- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 養育費がなくても経済的に困らない | 5. 養育費を請求できと思わなかった |
| 2. 交渉したがまとまらなかった | 6. 取り決めの交渉がわずらわしかった |
| 3. 相手とかかわりたくなかった | 7. 交渉中又は今後予定 |
| 4. 相手に支払う意思や能力がないと思った | 8. その他 |

回答欄

--

(2) あなたの離別した夫からの子どもの養育費の受給状況について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. 現在も受けている
2. 受けたことはあるが、現在は受けていない
3. 受けたことがない

176 回答欄

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことはあるが、現在は受けていない」とお答えになった方におたずねします。

◎ 養育費の平均月額を記入してください。

- 178 1. 月額 約 円 2. 決まっていない

問6 相談相手やいろいろな制度についてお聞きします。

(1) 現在お困りのことがありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 経済面 | 7. 精神的な寂しさ |
| 2. 仕事 | 8. 自分や家族の健康（病気） |
| 3. 子どもの世話（育児） | 9. 再婚（結婚） |
| 4. 家事（炊事・洗濯） | 10. その他 |
| 5. 子どもの進学や就職 | 11. 特になし |
| 6. 住宅 | |

187 回答欄

(2) あなたが困ったときの相談相手について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. いる
2. 欲しい
3. 必要がない

193 回答欄

「1. いる」とお答えになった方についておたずねします。

◎ その相談相手はだれですか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1. 親族 | 6. その他（ ） |
| 2. 知人・隣人 | |
| 3. 職場の人 | |
| 4. 母子会 | |
| 5. 公的な相談機関 | |

195 回答欄

(3) 次の相談機関や制度等をご存じですか。また、ご存じの場合、利用（又は受給）されたことがありますか。(ア) から (ツ) のすべてについて、それぞれその利用状況ではまるもの1つに○をつけてください。

220

	知っている		知らない
	利用(受給)したことがある	利用(受給)したことがない	
(ア) 児童扶養手当制度	1	2	3
(イ) 母子(寡婦)福祉資金貸付制度	1	2	3
(ウ) 福祉医療費助成制度	1	2	3
(エ) 自立支援教育訓練給付金制度	1	2	3
(オ) 高等技能訓練促進給付金制度	1	2	3
(カ) 日常生活支援制度(家庭生活支援員派遣制度)	1	2	3
(キ) ひとり親家庭法律相談	1	2	3
(ク) 母子生活支援施設	1	2	3
(ケ) 福祉事務所	1	2	3
(コ) 児童相談所	1	2	3
(サ) 母子福祉センター	1	2	3
(シ) 母子家庭等就業・自立支援センター	1	2	3
(ス) 民生・児童委員	1	2	3
(セ) 母子自立支援員	1	2	3
(ソ) 保健所	1	2	3
(タ) ハローワーク(公共職業安定所)	1	2	3
(チ) 女性相談センター	1	2	3
(ツ) 配偶者暴力相談支援センター	1	2	3

(4) 母子世帯に対する公的援助として、どのようなものがあつたらよい（あつてよかった）と思いますか。あてはまる番号を3つ以内でお選びください。

1. 仕事や病気などのとき、家事や育児等の支援員派遣制度
2. 自分の病気等の場合の食事の宅配制度
3. 仕事や病気などのとき、子どもを一時預かってくれる制度
4. 悩みや生活などの相談、子どもの育児や進学等の相談制度
5. 仕事のための技能・資格等を取得するための講習会や助成制度
6. 就職・転職に関する就業相談制度
7. 職業あっせん・求人情報の提供
8. 医療費の自己負担分を公費で補助する制度
9. 子どもの就学費用の助成制度
10. 生活一般に関する福祉貸付金制度(母子・寡婦福祉資金など)
11. 児童扶養手当制度
12. 養育費の取得などに関する法律相談
13. 保育所での延長保育、一時保育、病児・病後児保育
14. 放課後児童クラブ(学童保育)
15. 公営住宅への優先入居
16. 母子生活支援施設
17. その他（具体的に： _____）

256

回答欄	

(5) 母子福祉団体（母子会）をご存じですか。また、加入されていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 加入している
2. 知っているが、加入していない
3. 知らない

286

回答欄	
-----	--

問7 お子さんのことについてお聞きします。

次の(1)は、小学校入学前のお子さんをお持ちの方のみお答えください。

(1) 小学校入学前のお子さんの保育はどなたが行っておられますか。主にあてはまる番号を1つお選びください。

288

回答欄	
-----	--

- | | |
|----------|------------|
| 1. あなた自身 | 6. 職場の託児所 |
| 2. 同居の親族 | 7. ベビーシッター |
| 3. 別居の親族 | 8. 知人・友人 |
| 4. 保育所 | 9. その他 |
| 5. 幼稚園 | |

次の(2)は、小学校1～3年生のお子さんをお持ちの方のみお答えください。

(2) 学校が終わったあとお子さんはどう過ごしていらっしゃいますか。主にあてはまる番号を1つお選びください。

290

回答欄	
-----	--

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 1. あなた自身がみる | 6. 近所の人、友人、知人にみてもらっている |
| 2. 同居の親族がみる | 7. 放課後児童クラブ(学童保育)でみてもらう |
| 3. 別居の親族がみる | 8. 子ども（達）だけで過ごしている |
| 4. 友達の家に行っている | 9. 近くの公園、空き地などで遊んでいる |
| 5. 塾に行っている | 10. その他 |

(3) お子さんについて不安に思っていることがありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 病気や健康 | 7. 進学 |
| 2. 性格 | 8. 就職 |
| 3. しつけ | 9. 結婚 |
| 4. 友人関係 | 10. 非行化 |
| 5. 異性関係 | 11. その他 |
| 6. 勉強や成績 | 12. 特にない |

293

回答欄	
-----	--

(4) お子さんが希望すれば、どこまで進学させようとお考えですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 義務教育終了まで | 5. 大学 |
| 2. 高校 | 6. 分からない |
| 3. 専修・各種学校 | 7. 子どもは全員就学を終えている |
| 4. 短大・高専 | |

299

回答欄	
-----	--

問8 健康についてお聞きします。

(1) あなたが病気やけがで動けないとき、主にだれがあなたやお子さんの世話をされますか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. 子ども | 6. 日常生活支援制度(家庭生活支援員)を利用 |
| 2. 同居の親族 | 7. みてくれる適当な人がいない |
| 3. 別居の親族 | 8. その他 |
| 4. 近所の人 | 9. 病気やけがをしたことはない |
| 5. 知人・友人 | |

301

回答欄	
-----	--

(2) お子さんが病気やけがで動けないとき、主にだれが世話をされますか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. あなた自身 | 6. 日常生活支援制度(家庭生活支援員)を利用 |
| 2. 同居の親族 | 7. みてくれる適当な人がいない |
| 3. 別居の親族 | 8. その他 |
| 4. 近所の人 | 9. 病気やけがをしたことはない |
| 5. 知人・友人 | |

303

回答欄	
-----	--

問9 住まいについてお聞きします。

あなたの住まいは次のうちどれですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 持ち家 | 5. 借家(間借りを含む。) |
| 2. 公営住宅 | 6. 親・兄弟等の家に同居 |
| 3. 公社住宅・雇用促進住宅 | 7. 母子生活支援施設 |
| 4. 社宅・社員寮など | 8. その他 |

305

回答欄	
-----	--

問10 母子福祉について県や市町村に対する意見などがありましたら、自由にご記入ください。

307

.....
.....
.....
.....

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

三つ折りにして返信用封筒に入れてポストに投函してください。

1 市町村番号 2

調査世帯に該当しない



平成 22 年寡婦世帯実態調査調査票

平成 22 年 11 月
島 根 県

この調査は、総務大臣に届出をして実施するもので、
統計以外の目的に使用することはありません。

お 願 い

この調査は、島根県内の寡婦世帯の皆様の生活状況やニーズをおたずねし、よりよい福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的に5年に1度実施しています。

お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でお願いしており、調査結果の内容については統計目的以外には使用せず、また、他に漏らすようなことは決していたしませんので、ありのままをご記入くださいますようお願いいたします。

調査票の記入方法

- 1 この調査票は、ご本人がご記入ください。
- 2 ご記入は、鉛筆か黒または青のボールペンでお願いします。
- 3 調査項目は、平成 22 年 11 月 1 日現在でご記入ください。
- 4 質問に対する回答は、質問ごとに右下の回答欄に選択した番号を記入してください。なお、あてはまる番号を○で囲んでいただく場合や（ ）に直接回答を記入していただく場合もあります。
- 5 設問や回答選択肢によっては、ある条件の方だけに答えていただくものがありますので、その説明や矢印に従い、最後までご記入ください。
- 6 対象世帯でない場合でも調査票表紙右上の「調査世帯に該当しない」欄に○を付けてご返送ください。

回収方法

この調査票の記入が終わりましたら、三つ折りにして返信用封筒に入れて **12月17日(金)**までにポストに投函してください。

問い合わせ先

ご記入にあたって、わからない点や、ご不審な点がございましたら、島根県健康福祉部 青少年家庭課母子福祉グループまでお問い合わせください。

〒 690-8501 松江市殿町 1 番地

島根県健康福祉部 青少年家庭課 母子福祉グループ

電話番号 0852-22-6688

FAX 番号 0852-22-6045

問1 世帯の状況についてお聞きします。

(1) あなたの年齢はおいくつですか。平成22年11月1日現在でご記入ください。

⁶ 満 歳

(2) 家族はあなたを含めて何人ですか。(入院中、大学進学等のためいない方も含めてください。)

⁹ 人

(3) あなたの世帯の構成について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. あなたとお子さんのみからなる世帯
2. あなたとお子さんと他の同居人からなる世帯
3. あなたのみの世帯
4. その他

¹² 回答欄

問2 寡婦になられた当時のことについてお聞きします。

(1) 寡婦となられたとき（かつて母子世帯であった方は母子世帯になられたとき）は何歳でしたか。

¹⁴ 満 歳

(2) 寡婦になられた原因（かつて母子世帯であった方は母子世帯になられた原因）は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 夫の病死
2. 夫の事故死
3. 夫の家出・行方不明
4. 離婚
5. 未婚（の母）
6. その他

¹⁷ 回答欄

問3 家計の状況についてお聞きします。

(1) あなたの世帯の主な収入について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. あなたの仕事による収入
2. あなた以外の世帯員の仕事による収入
3. 財産収入（不動産売買、貸シアパート等）
4. 養育費・仕送りなど
5. 年金、手当
6. 生活保護費
7. その他

¹⁹ 回答欄

(2) あなたの世帯の平成21年の年間総収入及びあなたご自身の年間就労収入について、それぞれあてはまるものを次の中から1つ選択し、番号で記入してください。

（※年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、公的年金等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、子どもからの仕送り、家賃・地代の収入等）を含めてください。）

	番 号
21 世帯の年間総収入	
24 あなたの年間就労収入	



- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満 |
| 2. 50万円以上 100万円未満 | 9. 400万円以上 450万円未満 |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 4. 150万円以上 200万円未満 | 11. 500万円以上 550万円未満 |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 12. 550万円以上 600万円未満 |
| 6. 250万円以上 300万円未満 | 13. 600万円以上 |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | |

(3) あなたの世帯の暮らし向きについてどう感じていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. 普通 | |

27 回答欄

問4 あなたの仕事のことについてお聞きします。

次の(1)～(4)は現在働いている方のみお答えください。

(1) あなたの仕事について、次のどれにあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

29 回答欄

1. 自営業主
(農業・商業・製造業・サービス業等の経営者及び家族従事者、卸売・小売・料理・飲食店等の店主)
2. 常用雇用者
(会社、個人事業主、官公庁などに雇用期間について別段の定めがない、あるいは、1年以上の期間を定めて雇われている雇用者)
3. 臨時雇用者、日雇雇用者、パートタイマー
(日々又は1年未満の期間を定めて雇われている雇用者)
4. 派遣社員(派遣元の事業者から派遣されている者)
5. 内職

(2) あなたの現在の職種は次のうちのどれが最もあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

31 回答欄

1. 専門的・技術的職業従事者(医師、看護師、教員、保育士、栄養士、研究者、技術者など)
2. 管理的職業従事者
(事業の経営、管理の業務にある人、会社・官公庁の課長以上、店長、駅長、工場長など)
3. 事務従事者
(一般事務員、受付・案内事務員、会計事務員、窓口事務員、集金人、キーバンチャーなど)
4. 販売従事者(小売店主、販売外交員、保険代理人、外交員、店員、飲食店主、販売店主など)
5. サービス職業従事者(理・美容師、調理員、接客員、クリーニング技術者、清掃員、管理人など)
6. 保安職業従事者(自衛官、警察官、消防員、警備員、守衛など)
7. 農林漁業作業者(農耕・牧畜作業者、植木職、漁師、漁船の船長など)
8. 運輸・通信従事者(運転手、車掌、交換手、郵便配達員、通信士、漁船以外の船長、船員など)
9. 技能工・生産工程作業員及び労務作業員
(製品製造者、組立・修理作業員、土木工事作業員、機械工、整備工、電気作業員など)
10. その他()

(3) 現在の仕事を始められたのはいつからですか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 寡婦（かつて母子世帯であった方は母子世帯）になる前から ⁵⁵
2. 寡婦（かつて母子世帯であった方は母子世帯）になった後、以前の仕事をやめて現在の仕事に転職した
3. 寡婦（かつて母子世帯であった方は母子世帯）になってから新たに就職した

(4) あなたは現在、転職する希望がありますか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 現在の仕事を続けたい
2. 仕事を変えたい
3. 仕事をやめたい

⁵⁷



「2. 仕事を変えたい」とお答えになった方についておたずねします。

◎ 仕事を変えたい理由は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- ⁵⁹
- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 収入が少ない | 7. 社会保険がない又は不十分 |
| 2. 勤め先が自宅から遠い | 8. 休みが少ない（とれない） |
| 3. 健康がすぐれない | 9. 身分が安定していない |
| 4. 仕事の内容がよくない | 10. 経験や能力が発揮できない |
| 5. 職場環境になじめない | 11. その他 |
| 6. 労働時間が合わない | |

次の(5)は、現在働いていない方のみお答えください。

(5) あなたが働いておられない主な理由は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 病弱（病気）で働けない | 5. 働きたいが適当な仕事がない |
| 2. 育児・家事の都合 | 6. 働く必要がない |
| 3. 高齢者・病気の方等の介護のため | 7. その他 |
| 4. 職業訓練を受けたり、技術修得中 | |

⁶²

次の(6)～(7)は、すべての方がお答えください。

(6) 現在お持ちの資格や技術がありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- ⁶⁴
- | | |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 保育士 | 8. 医療事務 |
| 2. 調理師、栄養士 | 9. 和・洋裁、編み物、着付け |
| 3. 美容師、理容師 | 10. 外国語 |
| 4. 看護師、歯科衛生士 | 11. ワープロ、パソコン |
| 5. 作業療法士、理学療法士 | 12. 自動車運転免許 |
| 6. ホームヘルパー、介護福祉士 | 13. その他（ ） |
| 7. 簿記、経理事務 | |

(7) これから取得したい資格や技術がありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 保育士 | 8. 医療事務 |
| 2. 調理師、栄養士 | 9. 和・洋裁、編み物、着付け |
| 3. 美容師、理容師 | 10. 外国語 |
| 4. 看護師、歯科衛生士 | 11. ワープロ、パソコン |
| 5. 作業療法士、理学療法士 | 12. 自動車運転免許 |
| 6. ホームヘルパー、介護福祉士 | 13. その他 () |
| 7. 簿記、経理事務 | |

111

回答欄	

問5 相談相手やいろいろな制度についてお聞きします。

(1) 現在お困りのことがありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 経済面 | 7. 精神的な寂しさ |
| 2. 仕事 | 8. 自分や家族の健康（病気） |
| 3. 子ども | 9. 再婚（結婚） |
| 4. 家事（炊事・洗濯） | 10. その他 |
| 5. 近所や親戚とのつきあい | 11. 特になし |
| 6. 住宅 | |

138

回答欄	

(2) あなたが困ったときの相談相手について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. いる
2. 欲しい
3. 必要がない

144

回答欄	
-----	--



「1. いる」とお答えになった方についておたずねします。

◎ その相談相手はだれですか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 親族 | 6. その他 () |
| 2. 知人・隣人 | |
| 3. 職場の人 | |
| 4. 母子会 | |
| 5. 公的な相談機関 | |

146

回答欄	

(3) 次の相談機関や制度等をご存じですか。また、ご存じの場合、利用されたことがありますか。(ア) から (サ) のすべてについて、それぞれその利用状況であてはまるもの1つに○をつけてください。

	知っている		知らない
	利用したことがある	利用したことがない	
171 (ア) 寡婦(母子)福祉資金貸付制度	1	2	3
(イ) 日常生活支援制度(家庭生活支援員派遣制度)	1	2	3
(ウ) ひとり親家庭法律相談	1	2	3
(エ) 福祉事務所	1	2	3
(オ) 母子福祉センター	1	2	3
(カ) 母子家庭等就業・自立支援センター	1	2	3
(キ) 民生・児童委員	1	2	3
(ク) 母子自立支援員	1	2	3
(ケ) 保健所	1	2	3
(コ) ハローワーク(公共職業安定所)	1	2	3
(サ) 女性相談センター	1	2	3

(4) 寡婦世帯に対する公的援助として、どのようなものがあつたらよい(あつてよかった)と思いますか。あてはまる番号を3つ以内でお選びください。

1. 仕事や病気などのとき、家事等の支援員派遣制度
2. 自分の病気等の場合の食事の宅配制度
3. 悩みや生活などの相談制度
4. 仕事のための技能・資格等を取得するための講習会や助成制度
5. 就職・転職に関する就業相談制度
6. 職業あっせん・求人情報の提供
7. 医療費の自己負担分を公費で補助する制度
8. 生活一般に関する福祉貸付金制度(母子・寡婦福祉資金など)
9. 公営住宅への優先入居
10. その他(具体的に)

193

回答欄	

(5) 母子福祉団体(母子会)をご存じですか。また、加入されていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 加入している
2. 知っているが、加入していない
3. 知らない

223

回答欄	
-----	--

問6 健康についてお聞きします。

あなたが病気やけがで動けないとき、主にだれがあなたの世話をされますか。

あてはまる番号を1つお選びください。

²²⁵ 回答欄

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. 子ども | 6. 日常生活支援制度(家庭生活支援員)を利用 |
| 2. 同居の親族 | 7. みてくれる適当な人がいない |
| 3. 別居の親族 | 8. その他 |
| 4. 近所の人 | 9. 病気やけがをしたことはない |
| 5. 知人・友人 | |

問7 住まいについてお聞きします。

あなたの住まいは次のうちどれですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 持ち家 | 5. 借家(間借りを含む。) |
| 2. 公営住宅 | 6. 親・兄弟等の家に同居 |
| 3. 公社住宅・雇用促進住宅 | 7. その他 |
| 4. 社宅・社員寮など | |

²²⁷ 回答欄

問8 寡婦福祉について県や市町村に対する意見などがありましたら、自由にご記入ください。

229

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

三つ折りにして返信用封筒に入れてポストに投函してください。

1 市町村番号 3

調査世帯に該当しない



平成22年父子世帯実態調査調査票

平成22年11月
島根県

この調査は、総務大臣に届出をして実施するもので、
統計以外の目的に使用することはありません。

お願い

この調査は、島根県内の父子世帯の皆様の生活状況やニーズをおたずねし、よりよい福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的に5年に1度実施しています。

お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、この調査は無記名でお願いしており、調査結果の内容については統計目的以外には使用せず、また、他に漏らすようなことは決していたしませんので、ありのままをご記入くださいますようお願いいたします。

調査票の記入方法

- 1 この調査票は、ご本人がご記入ください。
- 2 ご記入は、鉛筆か黒または青のボールペンでお願いします。
- 3 調査項目は、平成22年11月1日現在でご記入ください。
- 4 質問に対する回答は、質問ごとに右下の回答欄に選択した番号を記入してください。なお、あてはまる番号を○で囲んでいただく場合や（ ）に直接回答を記入していただく場合もあります。
- 5 設問や回答選択肢によっては、ある条件の方だけに答えていただくものがありますので、その説明や矢印に従い、最後までご記入ください。
- 6 対象世帯でない場合でも調査票表紙右上の「調査世帯に該当しない」欄に○を付けてご返送ください。

回収方法

この調査票の記入が終わりましたら、三つ折りにして返信用封筒に入れて12月17日(金)までにポストに投函してください。

問い合わせ先

ご記入にあたって、わからない点や、ご不審な点がございましたら、島根県健康福祉部青少年家庭課母子福祉グループまでお問い合わせください。

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部青少年家庭課母子福祉グループ

電話番号 0852-22-6688

FAX番号 0852-22-6045

問1 世帯の状況についてお聞きします。

(1) あなたの年齢はおいくつですか。平成22年11月1日現在でご記入ください。

⁶ 満 歳

(2) 家族はあなたを含めて何人ですか。(入院中、大学進学等のためいない方も含めてください。)

⁹ 人

(3) (2)の家族のうちお子さんは何人ですか。(入院中、大学進学等のためいない方も含め、年齢別の人数を記入してください。)

1. 小学校就学前	¹² <input type="text"/>	人	6. 専修学校、各種学校生	<input type="text"/>	人
2. 小学生(1～3年生)	<input type="text"/>	人	7. 短大、高専生	<input type="text"/>	人
3. 小学生(4～6年生)	<input type="text"/>	人	8. 大学生	<input type="text"/>	人
4. 中学生	<input type="text"/>	人	9. 勤労者	<input type="text"/>	人
5. 高校生	<input type="text"/>	人	10. その他	<input type="text"/>	人

(4) (2)の家族のうちお子さん以外のご家族は何人ですか。以下の区分に応じてそれぞれの人数を記入してください。

1. 父母	³² <input type="text"/>	人	3. おい・めい	<input type="text"/>	人
2. 兄弟姉妹	<input type="text"/>	人	4. その他	<input type="text"/>	人

問2 父子世帯になられた当時のことについてお聞きします。

(1) 父子世帯となられたときは何歳でしたか。

⁴⁰ 満 歳

(2) 父子世帯となられた原因は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

1. 妻の病死	4. 離婚	⁴³ <input type="text"/>	<input type="text"/>
2. 妻の事故死	5. 未婚(の父)		
3. 妻の家出・行方不明	6. その他		

(3) 父子世帯となられた当時、生活上困ったことは何でしたか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

1. 経済面	6. 精神的な寂しさ	⁴⁵ <input type="text"/>	<input type="text"/>
2. 仕事	7. 相談相手		
3. 子どもの世話(育児)・教育	8. 自分や家族の健康(病気)		
4. 家事(炊事・洗濯)	9. その他		
5. 住宅	10. 特になし		

問3 家計の状況についてお聞きします。

(1) あなたの世帯の主な収入について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. あなたの仕事による収入	5. 年金、手当	⁵¹ <input type="text"/>	<input type="text"/>
2. あなた以外の世帯員の仕事による収入	6. 生活保護費		
3. 財産収入(不動産売買、貸しアパート等)	7. その他		
4. 養育費・仕送り			

(2) あなたの世帯の平成21年の年間総収入及びあなたご自身の年間就労収入について、それぞれあてはまるものを次の中から1つ選択し、番号で記入してください。

(※年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入等）を含めてください。)

	番 号
53 世帯の年間総収入	
56 あなたの年間就労収入	

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 50万円未満 | 8. 350万円以上 400万円未満 |
| 2. 50万円以上 100万円未満 | 9. 400万円以上 450万円未満 |
| 3. 100万円以上 150万円未満 | 10. 450万円以上 500万円未満 |
| 4. 150万円以上 200万円未満 | 11. 500万円以上 550万円未満 |
| 5. 200万円以上 250万円未満 | 12. 550万円以上 600万円未満 |
| 6. 250万円以上 300万円未満 | 13. 600万円以上 |
| 7. 300万円以上 350万円未満 | |

(3) あなたの世帯の暮らし向きについてどう感じていますか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. 普通 | |

59

回答欄

問4 あなたの仕事のことについてお聞きします。

次の(1)～(5)は現在働いている方のみお答えください。

(1) あなたの仕事について、次のどれにあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

61

回答欄

1. 自営業主
(農業・商業・製造業・サービス業等の経営者及び家族従事者、卸売・小売・料理・飲食店等の店主)
2. 常用雇用者
(会社、個人事業主、官公庁などに雇用期間について別段の定めがない、あるいは、1年以上の期間を定めて雇われている雇用者)
3. 臨時雇用者、日雇雇用者、パートタイマー
(日々又は1年未満の期間を定めて雇われている雇用者)
4. 派遣社員 (派遣元の事業者から派遣されている者)
5. 内職

(2) あなたの現在の職種は次のうちのどれが最もあてはまりますか。あてはまる番号を1つお選びください。

63 回答欄

1. 専門的・技術的職業従事者（医師、看護師、教員、保育士、栄養士、研究者、技術者など）
2. 管理的職業従事者
（事業の経営、管理の業務にある人、会社・官公庁の課長以上、店長、駅長、工場長など）
3. 事務従事者
（一般事務員、受付・案内事務員、会計事務員、窓口事務員、集金人、キーパンチャーなど）
4. 販売従事者（小売店主、販売外交員、保険代理人、外交員、店員、飲食店主、販売店主など）
5. サービス職業従事者（理・美容師、調理員、接客員、クリーニング技術者、清掃員、管理人など）
6. 保安職業従事者（自衛官、警察官、消防員、警備員、守衛など）
7. 農林漁業作業員（農耕・牧畜作業員、植木職、漁師、漁船の船長など）
8. 運輸・通信従事者（運転手、車掌、交換手、郵便配達員、通信士、漁船以外の船長、船員など）
9. 技能工・生産工程作業員及び労務作業員
（製品製造者、組立・修理作業員、土木工事作業員、機械工、整備工、電気作業員など）
10. その他（ ）

(3) 現在の仕事を始められたのはいつからですか。あてはまる番号を1つお選びください。

87 回答欄

1. 父子世帯になる前から
2. 父子世帯になった後、以前の仕事をやめて現在の仕事に転職した
3. 父子世帯になってから新たに就職した

(4) あなたの帰宅時間（自宅で営業している場合には終業する時間）は、普段何時頃ですか。最もあてはまる番号を1つお選びください。

89 回答欄

1. 午後6時以前
2. 午後6時～8時までの間
3. 午後8時～10時までの間
4. 午後10時以降
5. 交代制勤務などで一定しない

(5) あなたは現在、転職する希望がありますか。あてはまる番号を1つお選びください。

91 回答欄

1. 現在の仕事を続けたい
2. 仕事を変えたい
3. 仕事をやめたい



「2. 仕事を変えたい」とお答えになった方についておたずねします。

◎ 仕事を変えたい理由は何ですか。あてはまる番号を1つお選びください。

93 回答欄

1. 収入が少ない
2. 勤め先が自宅から遠い
3. 健康がすぐれない
4. 仕事の内容がよくない
5. 職場環境になじめない
6. 労働時間が合わない
7. 社会保険がない又は不十分
8. 休みが少ない（とれない）
9. 身分が安定していない
10. 経験や能力が発揮できない
11. その他

「3. 取り決めをしていない」とお答えになった方についておたずねします。

◎ あなたが養育費の取り決めをしていない理由は何ですか。最も近い番号を1つお選びください。

176 回答欄

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 養育費がなくても経済的に困らない | 5. 養育費を請求できると思わなかった |
| 2. 交渉したがまとまらなかった | 6. 取り決めの交渉がわずらわしかった |
| 3. 相手とかかわりたくなかった | 7. 交渉中又は今後予定 |
| 4. 相手に支払う意思や能力がないと思った | 8. その他 |

(2) あなたの離別した妻からの子どもの養育費の受給状況について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. 現在も受けている
2. 受けたことはあるが、現在は受けていない
3. 受けたことがない

178 回答欄

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことはあるが、現在は受けていない」とお答えになった方におたずねします。

◎ 養育費の平均月額を記入してください。

180 1. 月額 約 円 2. 決まっていない

問6 相談相手やいろいろな制度についてお聞きします。

(1) 現在お困りのことがありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 経済面 | 7. 精神的な寂しさ |
| 2. 仕事 | 8. 自分や家族の健康（病気） |
| 3. 子どもの世話（育児） | 9. 再婚（結婚） |
| 4. 家事（炊事・洗濯） | 10. その他 |
| 5. 子どもの進学や就職 | 11. 特になし |
| 6. 住宅 | |

189 回答欄

(2) あなたが困ったときの相談相手について、あてはまる番号を1つお選びください。

1. いる
2. 欲しい
3. 必要がない

195 回答欄

「1. いる」とお答えになった方についておたずねします。

◎ その相談相手はだれですか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1. 親族 | 6. その他（ <input type="text"/> ） |
| 2. 知人・隣人 | |
| 3. 職場の人 | |
| 4. 父子会 | |
| 5. 公的な相談機関 | |

197 回答欄

(3) 次の相談機関や制度等をご存じですか。また、ご存じの場合、利用（又は受給）されたことがありますか。(ア) から (シ) のすべてについて、それぞれその利用状況ではまるもの1つに○をつけてください。

	知っている		知らない
	利用(受給)したことがある	利用(受給)したことがない	
222 (ア) 児童扶養手当制度	1	2	3
(イ) 福祉医療費助成制度	1	2	3
(ウ) 日常生活支援制度 (家庭生活支援員派遣制度)	1	2	3
(エ) ひとり親家庭法律相談	1	2	3
(オ) 福祉事務所	1	2	3
(カ) 児童相談所	1	2	3
(キ) 母子福祉センター	1	2	3
(ク) 母子家庭等就業・自立支援センター	1	2	3
(ケ) 民生・児童委員	1	2	3
(コ) 母子自立支援員	1	2	3
(サ) 保健所	1	2	3
(シ) ハローワーク (公共職業安定所)	1	2	3

(4) 父子世帯に対する公的援助として、どのようなものがあつたらよい (あつてよかった) と思いますか。あてはまる番号を3つ以内でお選びください。

1. 仕事や病気などのとき、家事や育児等の支援員派遣制度
2. 自分の病気等の場合の食事の宅配制度
3. 仕事や病気などのとき、子どもを一時預かってくれる制度
4. 悩みや生活などの相談、子どもの育児や進学等の相談制度
5. 交流や情報交換のための交流の場
6. 仕事のための技能・資格等を取得するための講習会や助成制度
7. 就職・転職に関する就業相談制度
8. 職業あっせん・求人情報の提供
9. 医療費の自己負担分を公費で補助する制度
10. 子どもの就学費用の助成制度
11. 生活一般に関する福祉貸付金制度
12. 児童扶養手当制度
13. 養育費の取得などに関する法律相談
14. 保育所での延長保育、一時保育、病児・病後児保育
15. 放課後児童クラブ(学童保育)
16. 公営住宅への優先入居
17. その他 (具体的に：)

246

回答欄	

問7 お子さんのことについてお聞きします。

次の(1)は、小学校入学前のお子さんをお持ちの方のみお答えください。

(1) 小学校入学前のお子さんの保育はどなたが行っておられますか。主にあてはまる番号を1つお選びください。 276

回答欄	
-----	--

- | | |
|----------|------------|
| 1. あなた自身 | 6. 職場の託児所 |
| 2. 同居の親族 | 7. ベビーシッター |
| 3. 別居の親族 | 8. 知人・友人 |
| 4. 保育所 | 9. その他 |
| 5. 幼稚園 | |

次の(2)は、小学校1～3年生のお子さんをお持ちの方のみお答えください。

(2) 学校が終わったあとお子さんはどう過ごしていらっしゃいますか。主にあてはまる番号を1つお選びください。 278

回答欄	
-----	--

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. あなた自身がみる | 6. 近所の人、友人、知人にみてもらっている |
| 2. 同居の親族がみる | 7. 放課後児童クラブ(学童保育)でみってもらう |
| 3. 別居の親族がみる | 8. 子ども(達)だけで過ごしている |
| 4. 友達の家に行っている | 9. 近くの公園、空き地などで遊んでいる |
| 5. 塾に行っている | 10. その他 |

(3) お子さんについて不安に思っていることがありますか。あてはまる番号を2つ以内でお選びください。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 病気や健康 | 7. 進学 |
| 2. 性格 | 8. 就職 |
| 3. しつけ | 9. 結婚 |
| 4. 友人関係 | 10. 非行化 |
| 5. 異性関係 | 11. その他 |
| 1. 勉強や成績 | 12. 特にない |

281

回答欄

(4) お子さんが希望すれば、どこまで進学させようとお考えですか。あてはまる番号を1つお選びください。 287

回答欄	
-----	--

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 義務教育終了まで | 5. 大学 |
| 2. 高校 | 6. 分からない |
| 3. 専修・各種学校 | 7. 子どもは全員就学を終えている |
| 4. 短大・高専 | |

問8 健康についてお聞きします。

(1) あなたが病気やけがで動けないとき、主にだれがあなたやお子さんの世話をされますか。あてはまる番号を1つお選びください。 289

回答欄	
-----	--

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. 子ども | 6. 日常生活支援制度(家庭生活支援員)を利用 |
| 2. 同居の親族 | 7. みてくれる適当な人がいない |
| 3. 別居の親族 | 8. その他 |
| 4. 近所の人 | 9. 病気やけがをしたことはない |
| 5. 知人・友人 | |

(2) お子さんが病気やけがで動けないとき、主にだれが世話をされますか。あてはまる番号を1つお選びください。

291

回答欄

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. あなた自身 | 6. 日常生活支援制度(家庭生活支援員)を利用 |
| 2. 同居の親族 | 7. みてくれる適当な人がいない |
| 3. 別居の親族 | 8. その他 |
| 4. 近所の人 | 9. 病気やけがをしたことはない |
| 5. 知人・友人 | |

問9 住まいについてお聞きします。

あなたの住まいは次のうちどれですか。あてはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 持ち家 | 5. 借家(間借りを含む。) |
| 2. 公営住宅 | 6. 親・兄弟等の家に同居 |
| 3. 公社住宅・雇用促進住宅 | 7. その他 |
| 4. 社宅・社員寮など | |

293

回答欄

問10 父子福祉について県や市町村に対する意見などがありましたら、自由にご記入ください。

295

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

三つ折りにして返信用封筒に入れてポストに投函してください。

調査にあたって……母子世帯、寡婦世帯、父子世帯の皆様へのお願い

島根県では、皆様が安心して心豊かな生活ができるように各種の行政サービスを実施しておりますが、このたび県内の母子世帯、寡婦世帯、父子世帯の方々に、日頃の生活状況やご意見、ご希望をお聞かせいただき、これからの母子、寡婦、父子福祉の推進に役立てることを目的として、この調査を実施することといたしました。

この調査は無記名でお願いしており、調査結果の内容につきましては統計目的以外には使用せず、また、他に漏らすようなことは決していたしませんので、どうか調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

この調査であなたの世帯を選びましたのは、各市町村の住民基本台帳等を基礎として、母子世帯、寡婦世帯、父子世帯と思われる世帯の中から無作為にそれぞれ3分の1、4分の1、3分の2を抽出した結果該当したものです。このため、調査対象世帯に該当しない方にこの調査票をお送りしている場合があります。この場合、お手数ですが調査票表紙の右上の「調査対象に該当しない」の欄に○を付けてご返送いただきますようお願いいたします。

皆様のご意見をできるだけ多くの方からいただきたいと思いますので、できるかぎりのご協力をお願いしますが、調査について答えたくないと感じられた場合には、調査の一部あるいは全部についてお答えいただかなくてもかまいません。

調査票に回答し終えられましたら、調査票を同封の返信用封筒で返送していただきますようお願いいたします。

なお、調査事項について疑問や不明な点がありましたら、調査票に記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

終わりにになりましたが、重ねて皆様のご協力をお願いいたしますとともに、ますますのご健勝をお祈り申し上げます。

平成22年11月

島根県知事 溝口善兵衛

対象世帯の定義

○この調査で「母子世帯」、「寡婦世帯」、「父子世帯」とは以下のとおりとします。

1 「母子世帯」について

「母子世帯」とは、**配偶者のない女子と20歳未満の子どもがいる世帯**とします。

他に同居者（子どもの祖父母等）がいる場合でも、この条件を満たせば母子世帯とします。

年齢は11月1日現在で数えてください。

配偶者のない女子とは、次のとおりとします。

- ① 配偶者と死別した方で、現在婚姻をしていない方
- ② 配偶者と離婚した方で、現在婚姻をしていない方
- ③ 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
- ④ 配偶者から1年以上遺棄されている方
- ⑤ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ⑥ 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない方
- ⑦ 婚姻によらないで母となった方で、現在婚姻をしていない方

※ 「婚姻」、「配偶者」には、法的な手続きをふんでいない事実上の婚姻関係（内縁関係）にある方を含みます。

2 「寡婦世帯」について

「寡婦世帯」とは、**かつて母子世帯であった65歳未満の配偶者のない女子の世帯**、または、**かつて母子世帯ではなかった40歳以上65歳未満の配偶者のない女子の世帯**とします。

他に同居者（配偶者のない女子の父母等）がいる場合でも、この条件を満たせば寡婦世帯とします。

年齢は11月1日現在で数えてください。

配偶者のない女子とは、母子世帯の説明をご覧ください。

他の要件についても、母子世帯に準じて解釈してください。

3 「父子世帯」について

「父子世帯」とは、**配偶者のない男子と20歳未満の子どもがいる世帯**とします。

他に同居者（子どもの祖父母等）がいる場合でも、この条件を満たせば父子世帯とします。

年齢は11月1日現在で数えてください。

配偶者のない男子とは、配偶者のない女子の説明に準じるものとします。

他の要件についても、母子世帯に準じて解釈してください。